

○東北学院大学点検・評価に関する規程

平成 17 年 4 月 1 日
制定

改正 平成 18 年 4 月 1 日
平成 22 年 6 月 1 日

第 1 章 総則

(規程の趣旨)

第 1 条 この規程は、東北学院大学学則第 1 条の 2 第 2 項並びに東北学院大学大学院学則第 2 条第 2 項及び第 3 項に基づき、東北学院大学（以下「本学」という。）の点検・評価について、必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 点検・評価の実施方法

(点検・評価実施の周期)

第 2 条 本学の点検・評価は、原則として 3 年ごとに実施するものとする。

(点検・評価項目及び内容)

第 3 条 点検・評価項目は、次の各号のとおりとする。

- (1) 理念・目的・教育目標
- (2) 教育研究組織
- (3) 学部・学科等における教育研究の内容・方法と条件整備
- (4) 大学院研究科における教育・研究指導の内容・方法と条件整備
- (5) 学生の受け入れ
- (6) 教育・研究のための人的体制
- (7) 大学院研究科における研究活動と研究体制の整備
- (8) 施設・設備等
- (9) 図書館及び図書等の資料、学術情報
- (10) 社会貢献
- (11) 学生生活への配慮
- (12) 管理運営
- (13) 財政
- (14) 事務組織
- (15) 自己点検・評価等
- (16) その他

2 前項の点検・評価項目の詳細な内容は、別に定める。

3 点検・評価にさいしては、そのための必要な資料として、教育・研究業績を含む大学基礎データを収集・整理するものとする。

4 点検・評価項目の評価基準及び大学基礎データの様式は、大学設置基準及び大学院設置基準等が定めるものによるほか、財団法人大学基準協会等が実施する認証評価に求められる主要点検・評価項目及び大学基礎データに準ずるものとする。

(報告書の作成)

第4条 前条に基づいて作成する報告書は次のとおりとする。

- (1) 点検・評価報告書（教育・研究業績を除く大学基礎データを含む）
- (2) 教育・研究業績報告書（大学基礎データ別冊）

第3章 点検・評価の組織

（委員会の設置・目的）

第5条 点検・評価を実施し、本学における教育・研究の質の向上をはかるため、東北学院大学点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の業務）

第6条 委員会は、第2条に基づいて3年ごとに点検・評価を実施し、第4条第1号に定める点検・評価報告書を作成する。

- 2 委員会は、前項に定める業務のほか、点検・評価項目の性質にしたがって点検・評価を行い、必要に応じて報告書を作成する。
- 3 委員会は、点検・評価の結果を踏まえ、実施体制、点検・評価項目、実施方法、点検・評価結果の活用方法等について定期的に見直し、その改善に努めなければならない。

（委員会の構成）

第7条 委員会の委員は、次の各号のとおりとする。

- (1) 総務担当副学長、学務担当副学長
 - (2) 各学部長
 - (3) 各研究科長
 - (4) 各学部から1名ずつの委員
 - (5) 各研究科から1名ずつの委員
 - (6) 学長室長、宗教部長、学務部長、入試部長、学生部長、就職部長、図書部長、国際交流部長、情報システム部長、総務部長、施設部長
 - (7) 庶務部長、広報部長、財務部長
- 2 委員会に委員長を置く。委員長は、学務担当副学長がその任にあたる。
 - 3 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。
 - 4 委員会は、関係組織に対し、点検・評価のために必要な資料の提出を求めることができる。
 - 5 委員会は、審議の必要に応じて、小委員会または作業部会を設けることができる。

第8条 委員会は、点検・評価を円滑に実施するために、次の各号の専門委員会を設けることができる。

- (1) 「学生による授業評価」実施委員会
- (2) 教育・研究業績編集委員会
- (3) FD推進委員会

2 委員会は、それぞれの専門委員会について規程を設ける。

3 専門委員会は、それぞれの活動につき、定期的に委員会に報告するものとする。

（委員会の開催及び定足数）

第9条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は定期的に開催されるほか、委員長の判断により必要に応じて開催されるものとする。

3 委員総数の3分の1以上の委員による要請がある場合は、委員長は速やかに委員会を開催しなければならない。

4 委員会の開催は、委員の過半数の出席を必要とする。

5 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。
(委員の任期)

第10条 第7条第4号及び第5号の委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役職によって委員となる者については、役職の任期を委員の任期とする。

(点検・評価の報告)

第11条 委員会は、第6条第1項及び第2項に基づき作成した報告書を、速やかに大学長に提出するものとする。

(委員会の事務)

第12条 委員会の事務は、学長室学長室事務課がこれを行う。

第4章 点検・評価結果の公表と活用

(報告書の公表)

第13条 大学長は、委員会から提出された点検・評価の結果について理事長に報告するものとする。

2 大学長は、委員会から提出された報告書を、本学教職員及び学外の諸機関等に公表できるものとする。

(報告書の活用)

第14条 大学長及び関係各組織の長は、点検・評価の結果を踏まえ、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育・研究活動及び管理運営等における問題点を速やかに改善し、質的水準の向上と活性化に努めるものとする。

第5章 外部評価

(外部評価の実施)

第15条 本学が実施する点検・評価について、外部による評価を受けるものとする。

2 外部評価を受ける場合は、委員会が発議し、全学教授会の議を経て行うものとする。

(点検・評価項目及び内容)

第16条 外部評価を受ける場合の点検・評価項目及び内容は、外部評価を実施する機関の定めるものに準ずる。

(評価結果の公表等)

第17条 外部評価結果の公表及び活用については、関係法令の定めに従うほか、第13条並びに第14条に準ずるものとする。

第6章 法務研究科等の点検・評価

(法務研究科等)

第18条 本学の部局のうち、法令等に基づき、第3条第4項に定める基準以外の基準によって認証評価機関の評価を受ける法務研究科等の部局の点検・評価に関わる事項については、別に定めることができる。

2 前項に基づいて定められる規程の制定改廃は、前項に該当する部局が発議し、委員会の議を経て、全学教授会及び大学院委員会の承認を得るものとする。

- 3 別に定められた規程に基づいて点検・評価を行う部局は、定期的にまたは委員会の要請に応じて、活動内容を委員会に報告しなければならない。

第7章 規程の改廃

(改廃手続き)

- 第19条** この規程の改廃は、委員会が発議し、全学教授会及び大学院委員会の議を経て大学長がこれを行い、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成17(2005)年4月1日から施行する。
- 2 東北学院大学自己点検・評価委員会規程は、これを廃止する。
- 3 東北学院大学大学院自己点検・評価に関する規程は、これを廃止する。
- 4 東北学院大学大学院自己点検・評価委員会規程は、これを廃止する。

附 則

この規程は、平成18(2006)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22(2010)年6月1日から施行する。